

ICい〜カード電子マネー 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、株式会社伊予鉄グループ（以下、「当社」という。）が、ICい〜カード電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 加盟店での商品購入等の取扱いについては、この規約の定めるところによる。

2 ICカード等による旅客の運送等については、「伊予鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」「伊予鉄バス株式会社ICカード乗車券取扱規則」（以下、「ICカード乗車券取扱規則」という。）に定めるものによる。

(用語の意義)

第3条 この規約における主な用語の意義は、次の各号に定めがない場合、ICカード乗車券取扱規則に定めるとおりとする。

- (1) 「ICい〜カード電子マネー」とは、発行者が発行したICカード等に円単位で記録された金銭的価値をいう。
- (2) 「ICカード等」とは、利用者がICい〜カード電子マネーを保管・利用するためのICチップを内蔵する記録媒体をいう。
- (3) 「発行者」とは、当社又は、当社との提携によりICカード等が発行する会社、もしくは組織をいう。
- (4) 「利用者」とは、この規約に同意しICい〜カード電子マネーを利用される方をいう。
- (5) 「チャージ」とは、当社が定める方法でICカード等にICい〜カード電子マネーを積み増しすることをいう。
- (6) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、ICい〜カード電子マネーの読み取り、引き去り及び当社が特に認めた場合は書き込みをすることができる機器（リーダーライター）をいう。
- (7) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額のICい〜カード電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額のICい〜カード電子マネーが積み増しされることをいう。
- (8) 「加盟店」とは、当社とICい〜カード電子マネー利用加盟店契約を締結し、ICい〜カード電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいう。当社が、ICい〜カード電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなす。

- (9)「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下、「商品等」という。）を購入し、金銭等に換えてＩＣい〜カード電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいう。
- (10)「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいう。

（加盟店でのＩＣい〜カード電子マネーの利用）

第４条 利用者は、ＩＣい〜カード電子マネー取扱い加盟店で、ＩＣい〜カード電子マネーを利用して商品等の購入、またはサービス等の支払に使用をすることができるものとする。

２ 前項の定めにかかわらず、利用者は、１回の電子マネー取引につき２枚以上のＩＣカード等を同時に使用することはできない。

３ 第１項の場合、利用者のＩＣカード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当するＩＣい〜カード電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金額の支払いがされたものとする。

４ 商品等の代金額及びＩＣい〜カード電子マネーの残額は、ＩＣい〜カード電子マネーの移転が完了した時点で加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及びＩＣい〜カード電子マネー残額表示金額に誤りのない事を確認するものとする。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなす。

５ 発行者は、利用者が加盟店から購入、又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとする。

６ 加盟店は、当社と加盟店との加盟店契約の新規締結や終了等によって、増減することがある。

（前条の利用後に生じた理由）

第５条 前条のＩＣい〜カード電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、ＩＣい〜カード電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該ＩＣい〜カード電子マネーの返還はできない。

（ＩＣい〜カード電子マネーが利用できない場合）

第６条 利用者は、以下の各号に定める場合においては、第４条に基づく利用ができないことがある。

- (１) 利用者のＩＣカード等に記録保存されていたＩＣい〜カード電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。
- (２) システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (３) システムの障害時、ＩＣカード等もしくは端末の破損又は電磁的影響その他の事由

による I C い〜カード電子マネーの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。

(4) I C カード等が不正乗車的手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、I C カード乗車券取扱規則、その他発行者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。

(5) その他やむを得ない事由のある場合。

(取扱対象外商品等)

第7条 有価証券及び金券等のほか、当社が別に定める商品等については、I C い〜カード電子マネー取引はできない。

(制限責任)

第8条 I C い〜カード電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、発行者はその責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第9条 当社は、本規約を変更することができるものとする。

2 本規約を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとする。当該告知後、利用者が I C い〜カード電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなす。

(規定の準用)

第10条 I C カード乗車券取扱規則の第13条 (I C カードの所有権)、第14条 (デポジット)、第15条 (I C カード乗車券の有効期限)、第16条 (チャージ)、第17条 (S F 残額の確認)、第18条 (S F 利用履歴の確認)、第27条 (紛失再発行)、第30条 (払い戻し)、その他 I C カード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するもの以外の規定は I C い〜カード電子マネーについて準用するものとし、この場合「S F (ストアードフェア)」を「電子マネー」、「I C い〜カード」を「I C カード等」と読み替えることとする。但し、第18条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容は、利用日、取扱種別、利用額、残額であって取扱箇所 (取扱加盟店) の印字及び表示は行わない。

附則 この規約は、平成17年8月23日から施行する。

平成22年7月1日 一部改訂

平成28年4月1日 一部改訂

平成30年4月1日 一部改訂